

## 第10回 長野県本人確認情報保護審議会 議事録(2003.11.6)

### 出席委員

不破会長、櫻井委員、佐藤委員、清水委員、中澤委員、吉田委員

### 県出席者

田中知事、田山企画局長、西泉市町村課長、松林住基ネット対応チームリーダー、  
片岡文書学事課長、阿部情報政策課長 ほか

### 事務局：

皆さま、おはようございます。大変長らくお待たせをいたしました。田中知事ですが、間もなく見えるかと思いますが、時間も経過をいたしておりますので、ただ今から第10回長野県本人確認情報保護審議会を開会させていただきます。最初に職員の人事異動等がございまして、住基ネット対応チームリーダー、そして情報政策課長、それから文書学事課長に異動がございましたので自己紹介をさせていただきます。

### 松林住基ネット対応チームリーダー：

10月2日付けで住基ネットの対応チームリーダーになりました松林憲治でございます。今まで情報政策課長ということでやってまいりましたけども、9月1日付けにおきまして行政システムの改革参事ということで、そちらもやらせてもらっております。引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

### 阿部情報政策課長：

おはようございます。9月1日付けで情報政策課長を命ぜられました阿部清一でございます。よろしくお願ひいたします。

### 片岡文書学事課長：

おはようございます。10月17日付けで文書学事課長を命ぜられました片岡章雄でございます。よろしくお願ひいたします。

### 事務局：

以上ですがよろしくお願ひいたします。

次に、あらかじめお断りをさせていただきたいと思いますが、本日は県庁の総合消防訓練となっております。つい先ほどからサイレン等も鳴っておりますが、9時から始まっております。つきましては、10時15分過ぎになるかと思いますが、「出火警報」といひまして、非常に大きな音でサイレンが鳴ろうかと思ひます。それから、避難誘導の館内放送等が流れますが、あらかじめご了承をいただきたいと思ひますのでよろしくお願ひいたします。そんな関係で消防訓練のため、宮尾総務部長、本日欠席をさせていただいておりますので併せてご了承をいただきたいと思ひます。

それでは、早速、審議事項に入らせていただきます。これからの進行につきましては不破会長にお願ひをしたいと思いますので、よろしくお願ひをいたします。

不破会長：

はい。皆さん、お忙しいところありがとうございます。先ほど事務局のほうから説明がありましたとおり、10時15分から10分間程度、大変大きな音とともに避難訓練があるということで、その大きな音に負けないぐらいの議論があれば続けていきますし、負けそうであれば一時その間休憩を取らせていただきたいと思いますけども、よろしくお願ひいたします。

本日は11時15分終了を目途とさせていただきたいと考えておりますので、ご協力のほどをよろしくお願ひをいたします。また、本日の審議事項は皆さまに既にお諮りいたしましたとおり、「住基ネットの費用対効果について」、「より安全な住基ネットの検討について」、そして「公的個人認証サービスについて」を予定しておりますので、よろしくお願ひいたします。

では、今、知事が入られましたので、知事のほうから先にごあいさつを。

田中知事：

いやいや、後でいいです。途中で私退席したりしますから、その前とか、あるいはその途中で一度お話しさせていただきます。

不破会長：

はい、わかりました。それでは審議に入らせていただきます。

まず、審議事項1「住基ネットの費用対効果について」。これは前回の審議会で私どものほうから求めた調査でございますが、これについて事務局ほうからご説明をお願ひいたします。

西泉市町村課長：

資料1をお願ひいたします。前回の審議会でご指示がありまして実施したものです。住基ネットの効果等を数値化して費用対効果を試算するということがございますが、非常に困難な作業でございましたが、試行錯誤をしながら可能な限り、できる限りという努力をした結果、今日お示しするものでございます。まだまだ試行錯誤の段階のものであろうかと思っておりますので、それにつきましてはご了承をお願ひしたいと思います。

早速中身なんですけれども、若干わかりにくくなっておりますので、最初に全体の構成だけざっとご説明させていただいた後、詳細の説明に入らせていただきます。

まずは1ページ、試算の方法と今回数値化できていない要素について簡単に触れております。それから、2ページからですけれども、これは人口規模別に、今回の特にこの部分は効果ですけれども、効果についてどういう試算をしたかということが例示としておわかりいただけるように提示しております。行政側のメリット、それから住民側のメリットを人口規模別に、2、3ページが10万人以上、4、5ページが人口3万人以上10万人未満。6、7ページが人口1万人以上3万人未満。それから8、9ページが人口1万人未満ということで、どういう試算をしたかというイメージをわいていただくためにご用意させていただいているものです。さらに10ページからでございますが、これも人口規模別でございます。先ほど申しました4段階の人口規模別に平成29年までの試算をしております。これは、さまざまな今後増減する見込みを加味して29年までの試算をしているものです。10ページが人口10万人以上。それから11ページが人口3万人以上10万人未満。12ページが人口1万人以上3万人未満。13ページが人口1万人未満。ここまでは主に効果についての試算でございますが、14ページからがいわゆる費用対効果を試算したものでございます。14ページからの集計ということで、県の合計を示

しているものでございまして、さらに15ページでございまして、これは団体規模別に積算したものでございます。14ページのさらに内訳と言いますか、それを人口規模別に整理し直したものというご理解をいただければと思います。それから16、17ページにつきましては、今回の調査におきまして市町村ヒアリングを実施しまして、そこでいただいた意見等をご参考までに提示しております。それから18ページが、今回用いた基礎数値の一覧でございまして、これもまたお時間のあるときに見いただければと思います。全体、このような構成になっております。

詳細の説明に入らせていただきます。まず1ページでございまして、試算の方法ですけれども、今お話ししましたが、人口規模別、人口10万人以上、人口3万人以上10万人未満、人口1万人以上3万人未満、人口1万人未満、この4区分に分けて、平成29年度までの試算を行っております。試算の方法につきましては、各種の届出申請件数等を利用して、住基ネットを導入してその事務処理時間が増えた、減った、あるいはその経費が増えた、減った、こういったものを加味しております。なお、この事務処理時間の増減等につきましては市町村のヒアリングを実施しております。人口10万人以上につきましては2団体、人口3万人以上10万人未満につきましては2団体、人口1万人以上3万人未満につきましては3団体、人口1万人未満につきましては6団体。このヒアリングの結果に基づきまして人口区分別の平均値を使用しております。次からは長期試算をしたときのさまざまな要素でございまして、住基カードの所有率は1%、現在1%ということで、今後2%ずつ増加するという想定を置かせていただいております。また、転入通知というものが今回住基ネットで簡素化されておるわけですが、この郵送料につきまして、さまざまな金額を使っているところはありますが、平均の65円というものを使っております。また、住民票の写しの省略がなされる、そういった事務が増加しておるわけですが、初年度は500万件、最終的には2,500万件になる、その上で毎年200万件ずつ増加していくという前提を置かせていただいております。また、恩給受給者の申立書につきましては、毎年10万件ずつ減少するという想定をしております。また住民票の写しの広域交付につきましては、所在地、自らお住まいの市町村外へ通勤する者のうち2分の1が利用するというふうに想定しております。また往復の通勤時間分が軽減できるという想定を置かせていただいております。また、年金受給者の現況届の省略につきましては、初年度で200万件でございます。また、今現在国民年金、それから厚生年金につきましては、総務省、それから社会保険庁が協議を行っておりまして、まだ時期は未定でございますが、この試算におきましては平成16年度からこの厚生年金、国民年金も加味した2,000万件が省略できるという想定をしております。また住民票の手数料につきましては、これも若干ばらつきがありますが、300円で計算しております。また費用対効果の費用の部分でございまして、住基ネットの経費、これにつきましては、これは既にさまざまところで使用しております、総務省が試算しました団体規模別の必要経費に基づいて積算したものでございます。また、その下でございまして、今回できる限りということで努力をしてみましたが、なかなか数値化できなかった要素、多く残っておりまして、主要なものをここに掲げております。まず効果の面でございまして、大きなところでございまして、本日、後ほどご審議いただきますが、公的個人認証サービスの活用による住民サービスの向上というものを全く考慮しておりません。これはこのサービスは住基ネットが1つの基盤となりますので、この部分、今回の試算には入れられなかったということをご承知おきいただければと思います。また、住基カードの多目的利用による住民サービスの向上、これは県内でも上伊那地域で始まっております。また今後徐々に増えてくるかとは思いますが、ここの部分に尽きまして、今回の試算では考慮しておりません。また、次のもの若干ちょっとわかりにくいですが、今、全国センターが各省庁に情報を提供するときに1件10円という手数料をいただいております。それを全国

センターの運営費に充てております。国の行政機関が多くこの本人確認情報を使えば使うほど全国センターは手数料収入が増えます。この手数料収入が増える分だけ各都道府県の負担金、全国センターに対する負担金というのが減少するわけですが、それについては加味しておりません。また市町村合併の関係、さらに年金の過払い、あるいは未払い等に伴うさまざまな事務があったわけですが、それについての軽減分も考慮はできておりません。また住基ネットの利用によりまして本人確認に要する時間が短縮されているだろうという話を聞いているところでございますが、これについても今回は具体的に数値化はできておりませんので今回の試算には入っておりません。また、最後は国民年金の関係で情報提供をしているものですが、これも入っておりません。反対にその負担の面につきましては、住基ネットシステムの管理・運用に要するさまざまな事務、バックアップ、修正プログラムの適用等、こういったものはなかなか時間換算が難しいものですから今回の試算には入っておりません。まずは以上の前提で試算をしたことをご了解いただきたいと思います。

続きまして2ページでございます。これは人口10万人以上の住基の効果につきまして、行政側と住民側に分けてそれぞれ試算をしております。あらかじめお断りしておきたいのは、この人口10万人以上というときに、人口10万人以上の、あるいはその1団体を抽出しているというわけではなくて、人口10万人以上の団体が県内4団体ありますが、そのトータルとして見させていただいております。この点、まずご理解いただければと思います。これにつきましては、ここは考え方、どういった試算をしたかということをお示すために付けさせていただいておりますので、内容について簡単にご説明いたします。まず行政側のメリットですけれども、転入転出の特例、住基カードを所有することによって転入転出の手続きが簡素化されるということでございますけれども、1の(1)が付記転出、(2)が付記転入でございます。転出・転入届に対しましてカード所有率を掛け、それぞれこれまでの従来の手続きと比較しましてどのくらい時間が短縮できるかと。これは市町村ヒアリング、人口10万人以上の場合4団体のうち2団体をヒアリングしまして、その平均値をとらせていただいております。その結果、付記転出では7.4時間、付記転入では4.2時間短縮されているということでございます。2番目でございますけれども、住基ネットを利用して転入通知による手続き時間が短縮されております。従来、転入届を出された市町村が転出先の市町村に対して、「この人が転入してきましたよ」という通知をしていたわけでございます。通知とともにそれに要する事務負担というのが、転出先、転入先いずれにもあったわけでございます。これにつきまして住基ネットの導入によりまして、従来と比較してどのくらい時間が短縮されたのかということをもとに積算したものでございます。(1)が転入通知の送信で、件数×短縮される時間で換算しております。転入通知の受信も同じでございます。また、これは郵送を使っておりましたので郵送料も節減されるということでこの額が計上されております。続きまして、3番が住民票の写しの提出が不要になることで窓口業務が簡素化されるというものでございます。500万件というのは、これは初年度500万件、全国で500万件と想定し、それを長野県の人口で案分し、それに対して市町村ヒアに基づいてこれまでの手続きに比べて軽減されると思われる時間を積算しております。さらに住民票の写しの広域交付に伴う窓口業務の増加でございます。これも若干先ほどご説明いたしましたが、自分の市町村以外に通勤・通学しているもののうち2人に1人が利用するというふうに想定をいたしました。この事務につきましては、広域交付ですと、広域交付でない、まさにお住みになっている市町村で住民票を取るよりは、広域交付で取るその市町村というか、その事務を行う市町村のほうが若干事務としては掛かっております。この部分はマイナスというふうに計上されております。従来、自分のところで交付していたのが、他の市町村に住基ネットで取りに行き、それを交付するということになりませんので、若干時間が従来より掛かっているというものでございまして、ここはマイナ

スに計上されております。また恩給受給者につきまして、これは毎年その市町村長が証明するという手続きが必要だったわけでございます。全国で140万件、これを長野県の人口で案分しまして、これにより短縮される時間をはじき出しております。

このように積算しまして、短縮される時間6,614時間でございますが、これを市町村の給与の時給で掛けまして、これを金額として換算しております。さらに郵送料の減がありますので、それをプラスしているということでございます。人口10万人以上の場合、行政側のメリットが一番下の欄にありますように、1,489万4,000円という数字が出ているところでございます。

次のページが、今度は住民側のメリットでございます。これも基本的には考え方、同じでございます。まずは1番が転入転出の特例による手続き時間の短縮でございますが、これも、これまで窓口に行っていたのが、はがきに書いてそれを提出するというで済みますので、窓口に行く時間から転出届を記入してポストに投函する時間、これを差し引いた32分程度が短縮されるだろうと。これにつきまして、転出届の件数にカード所有者の率を掛けて時間としてはじき出しております。また、交通費も縮減されるということでございます。それから、2番の住民票の写しの広域交付による手続き時間の短縮。これもご説明しましたとおり2分の1の者が利用するとして、ここは平均通勤時間、これが短縮されるという想定のもと、はじき出しております。また、3番は住民票の写しの提出不要に伴って手続き時間と経費が短縮されるものです。ここにつきましては、窓口まで行って手続きをする時間が短縮されるというものと、交通費、それから手数料が節減されるという想定をしております。また、4番の恩給受給者の負担軽減につきましては、これも窓口まで行って証明を受けていたものでございますので、窓口まで行って手続きをする時間が短縮される。さらには交通費が短縮されるというふうに想定しております。また、年金受給者の負担軽減につきましては、これまで現況届をしておったわけでございますけれども、それがなくなるということに伴う時間と経費の削減分でございます。

このように住民側のメリットを人口10万人以上で計算しますと5万6,280時間、これに、公務員の給与ではなくて一般の平均時給を掛けますと9,410万円。住民側のメリットとしての合計はその下の欄にあります1億1,994万4,000円。さらに先ほどの行政側のメリットと住民側のメリットを足したものが1億3,483万7,000円というふうになっております。これが人口10万人以上の積算の仕方というか、考え方でございます。

続きまして4ページから、基本的に同じ考え方でやっておりますので詳細は省きます。人口3万人以上10万人未満につきましては、長野県内では13団体があります。この13団体のうち2団体にヒアリングをしております。市町村ヒアによる平均値という部分につきましては、このヒアリングに基づくものでございまして、これは人口規模別に若干ばらつきがございますので、それはご了承いただければなと思います。考え方、積算の仕方は全く同じでございます。この人口3万人以上ですと、行政側のメリットが一番下の欄の323万9,000円、住民側のメリットは5ページの下欄の1億174万1,000円、人口3万人以上のトータルのメリットとしては1億498万円ということでございます。また6ページは人口1万人以上3万人未満でございます。県内26団体でございます。ヒアリングは26団体のうち3団体に実施して、市町村ヒアの平均値の部分はこのヒアリングに基づく数値でございます。この人口1万人以上3万人未満につきましては、行政側のメリットが275万円、それから7ページですが住民側のメリットが6,419万2,000円、トータル行政側と住民側のメリットとして6,694万3,000円となっております。8ページが人口1万人未満でございます。長野県内人口1万人未満は75団体あります。このうち6町村にヒアリングをしております。市町村ヒアの平均値につきましてはこのヒアリングの平均値でございます。メリットとしましては、行政側のメリットは8ページの

一番下の欄の242万4,000円、住民側のメリットは9ページの4,834万6,000円、トータルのメリットが5,076万9,000円となっております。

以上のような考え方に基きまして積算をしておりますが、10ページからが長期試算でございます。ここも人口規模別に行政側、住民側につきまして29年まで、積算の仕方としては今ご説明したとおりでございます。ただ、一番右の欄でございますように、長期的なさまざまな増加、あるいは減少要因を加味しております。カードの所有率ですと2%ずつ増加するという想定を置いておりますし、住民票の写しの省略につきましては2,500万件になるまで毎年200万件増加するという想定をしております。また恩給受給者は10万件減少するという前提を置いているところでございます。これで、それぞれ各年度ごとの効果を出しているところでございます。11ページは同じようなかたちで人口3万人以上10万人未満、さらには、12ページは人口1万以上3万人未満、13ページは人口1万人未満ということで、それぞれ計算をしているところでございます。

それから14ページ、ここからがいわゆる費用対効果の関係になってくるわけでございますが、この集計表につきまして簡単にご説明いたします。まず15年度の欄を見ていただきますと、実は15年度は本格稼働、2次稼働が始まったのが8月でございますので、積算額に対して2分の1を掛けて半分として見ておりますが、15年度で見ますと行政側のメリットが1,165万3,000円、住民側のメリットが1億6,711万1,000円、トータル1億7,876万5,000円の効果が出ていると。それに対して経費につきましては、それぞれ人口規模別で計算したものに長野県の経費を加えますと6億5,223万2,000円。単年度で差し引きいたしますとマイナスの4億7,346万7,000円というふうになっております。平年度化しますと、16年度を見ますと、行政側のメリットが2,726万円、住民側のメリットが5億84万3,000円、トータル5億2,810万3,000円。一方、経費につきましては5億3,240万円。この年も単年度で差し引きして見ますと429万7,000円のマイナスとなっております。このように見ていきますと、17年度から単年度で見るとマイナスというものは消えてプラスに転じております。一方、一番下の欄、これは構築経費も含めたトータルで見たものでございます。これはしばらく、初期費用が相当掛かっておりますので、しばらくトータルで見たときはマイナスが続いております。平成24年で効果が10億6,980万、それに対して経費のほうが5億3,240万、単年度で見るとプラスの5億3,000万程度、トータルで見ても4億3,000万程度のプラスということになっております。また29年度を見ていただきますと、効果の面で言いますと11億3,294万6,000円、経費のほうが5億3,240万円、単年度で見まして6億程度のプラス、トータルで見まして34億4,881万4,000円のプラスとなっております。

田中知事：

あと、何分掛かるの？ ご説明をずっと続けたほうがいいでしょうか。それともご覧いただいでご質問をいただいたほうがいいのか。

不破会長：

もう少しですか。

西泉市町村課長：

あと、2分で終わらせます。

15ページです。15ページはこれを人口規模別、団体規模別に見たものでございます。詳細、省略

いたしますけれども、人口規模別で見ますと、人口10万人以上、人口3万人以上10万人未満、人口1万人以上3万人未満につきましては、16年度から費用対効果で見ますとプラスになってまいります。人口1万人未満でございますが、これにつきましてはしばらく効果と費用という面で見ますとマイナスが続きまして、平成24年からプラスに転じるという状況になっております。これをトータル一番右の欄で見ていただきましても、大都市、あるいは県トータルとしてはプラスで出ておりますけれども、人口1万人未満のところにつきましては、トータルで見ましてもマイナスが出ているというような状況でございます。

それから16ページ以降は市町村のヒアリングで寄せられた事項でございます。これはまた後ほどご覧いただければと思いますけれども、さまざまな指摘がございました。メリットがさまざま出ているというご指摘もあれば、行政事務の負担は現在では軽減できていない、あるいは将来的な話としては公的個人認証サービス、そういったものも考慮する必要があるのではないかというようなさまざまな指摘が出ておりますので、これにつきましてもまた後ほど見ていただければと思います。非常にややこしい説明になってしまいましたが、市町村課からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

不破会長：

はい。大変な作業だったと思いますけども、ありがとうございます。これについて各委員のご意見・質問等をいただきたいと思います。じゃあ、櫻井さんのほうから。

櫻井委員：

お尋ねいたしますけれども、ここに住基カードの普及率1%を前提としているということですが、そして毎年2%ずつ増えるという前提でございますけれども、現在長野県下で住基カードが実際に購入された枚数は何枚でございますか。

西泉市町村課長：

申請件数ですが、8月、9月、10月合わせまして、トータルで1,824件でございます。

櫻井委員：

そうしましたら、長野県の人口は220万人でございますか。そうすると1%だと2万2,000人ですね。1%で計算しているんですけども、現実には1,824人ということで0.1%にもなりませんね。この計算の前提そのものが間違った数字の前提ではありませんか。それにもう一つ。2%ずつ毎年住基カード購入者が増えるという保証というのは全然現実的ではないと思うんですね。少なくとも見直しを作る場合には、今現在の数字をもとになさったほうがよろしいのではないかと思います。それともう一つ、こちらの意見の欄を見ますと、多くの規模のところ、行政の事務は現状では軽減できていないと、かえって負担が増えているというコメントが載っているんですけども、こちらの計算のほうでは行政側の時間がどれだけ短縮されたかということが書かれていて、計算の前提と現場の現状が正反対なのはどのように説明していただけますか。

西泉市町村課長：

まず住基カードの関係ですが、そもそもこの試算、なかなか難しいというか、はっきりしない状況の中で積算させていただいておりますので、本当に大雑把な、ラフな前提を置かせていただいております。

住基カードにつきましては、今後さまざまな多目的利用、あるいは後ほど説明がありますが、公的個人認証サービスの中でも住基カードというのが活用されるというふうに聞いておりますので、そういったことを見込むと、ということをございまして、正直、確たる根拠があって計上しておるわけではございませんけれども、非常に感覚的で申し訳ないんですけれども、大雑把な積算ということで作らせていただいております。

櫻井委員：

ただ、大雑把はわかるんです。私もこのような計算をきめ細かく、細かい数字までこだわって出していたらこうとは思っておりませんけれども、住基カードの所有率、人口の1%という前提そのものが、あなたは市町村課におられて現実に何枚のカードが出ているということをご存じなわけですから、それが0.1%にも達しないときに、その10倍以上の1%を前提とすること自体があまりにも大雑把すぎて信頼性がおけないのではないのでしょうか。

西泉市町村課長：

ただ、まだ交付が始まりまして3カ月で...

櫻井委員：

ごめんなさい。3カ月で、月ごとに何枚ずつ増えていったのか教えていただけますか。

西泉市町村課長：

はい。月ごとで見ますと、8月が739件、9月が750件、10月が335件でございます。

櫻井委員：

はい。11月の見通しは。

西泉市町村課長：

11月はまだ照会等をかけておりませんので、申し訳ございませんが、ここにデータはございません。あと、2点目でございますけれども、これも今回の試算の仕方として加味されていない要素が多々、最初にご説明しましたようにございます。1ページにございますように、負担の部分ですね。1ページの一番下にありますように、住基ネットの管理・運用のための事務等につきましてはなかなか時間換算できないということで、そこまで盛り込めなかったということをございまして、必ずしもその数値と実際の担当者の感想と言いますか、考えが一致しないのは、この試算の性格上、ある程度はやむを得ないのかなというふうに考えてはおるものですから、ご理解いただければと思います。

櫻井委員：

そうしたら、この数字の読み方は、このような試算がございましたと、ご苦労さまだったと思いますけれども、しかし現実のカードの普及率はこのくらいですということを念頭に置いて、そのことを評価しながら見なければならぬと私は思います。

不破会長：

はい。引き続き佐藤さん。

清水委員：

すいません。進め方として意見よりも共通認識にするために、質問というのを先にしたほうがいいと思うんですよ。

不破会長：

今、質問も含めて...、はい。

佐藤委員：

いいですか。2つありますけども、住基ネットシステムの運用管理のための事務負担の分が数値化できてないということですが、これは市町村の現場の職員の人件費等が増加する分が入ってないという意味ですか。

西泉市町村課長：

今回経費として計上しておりますのは、これまで構築に要した費用、それから毎年の管理・運営費、これまでさまざまな場面で使っている、その経費でございます。

佐藤委員：

その年間維持費が5億3,000万ほどありますよね。その中に職員の人件費も入っているわけですね。これ、機械費用ですか。

西泉市町村課長：

入ってないと思われます。

佐藤委員：

5億3,000万には職員の人件費は入ってないと。それはむしろ数字の上では軽減化されるということなんですけども、現場では実際に担当者の人件費は増えているわけです。つまり、その維持管理に非常に負担が掛かっていると。私どもは現状ではだめだから、もっとちゃんとしなきゃいけないということを申し上げたいと思っているわけですけど、当然その金額は入っていませんけれども、少なくとも現場の職員の維持管理要員の負担増はここに入れたほうがいいんじゃないかと思うんですけども。今回は前提として入ってないということですけど、これは可能性ありますか。今後の試算でもう少しわかる可能性は。

西泉市町村課長：

例えばバックアップ、修正プログラム、非常に不規則なものでございまして、そういったさまざまな事務管理を数値化、今回できないかというふうに試みてはみたんですけども、今回の中では盛り込めておりませんで、またそれは検討課題として何とか盛り込めるかどうか...

佐藤委員：

今は入ってないということですね。わかりました。モデルですから、ある程度予想して負荷、割合として大きいという気がするんで、特に今後、例えばバージョンアップとか頻繁に対応しなければいけないケースが出てきたときに、職員が本当に軽くなるのかどうかということが効率化の視点からすると私は逆の面があるのではないかと。肝心なところが前提で、データではマイナスに出てるけど数字に出ないんで判断をお願いしたいと。もう1点だけ、申し訳ありません。トータルのところではイニシャルで15億掛かって、それをずっと毎年少しずつ消却してきて23年ではプラスになると、こういう試算なんですけども、これはイニシャルに掛かった15億が、未来永劫そのままのシステムで毎年5億ずついわゆる維持管理費を投入していけばできるという前提なんですか。ところがシステムっていうのは何年かたつと更改しなきゃいけないんですよ。いわゆる細かなメンテがずっとできるものと、恐らくそれは5年か6年、通常のシステムは5～6年で大体置き換えていくわけなんですけども、今回のこの住基システムは恐らく20年も同じままのシステムで動くわけではないんです。そうすると、どこかの段階でまた15億、20億どんと掛かるんですよ。その部分がここに盛られていませんから、数字上のマジックで、何か24年以降はずっとプラスになってくように見えるんですけど、実は、恐らくこのあたりでもうこのシステムはもう一度新たな投資をしなきゃいけないんです。そこのところを見ないとまずいと思いますが、そこはどうですか。

西泉市町村課長：

その点十分承知しております。ただ、更新に具体的にどのくらいの経費が掛かるかということを中心に見込めませんので…、

佐藤委員：

逆に言いますと、このシステムは何年もつ前提で作られているんですか。

西泉市町村課長：

7年更新です。

佐藤委員：

7年ですか。7年たったらまた15億掛けるんですか。

西泉市町村課長：

そこは、まるまる初期と同じような経費が掛かるとは思いませんが、やはりそれなりの経費は掛かってくると思います。それにつきまして、私たちが試算をやる中で十分承知しておりますけれども、それをその数値として盛り込むには、あまりにも金額その他はつきりしていませんので、そこも断念しておるといのが現状でございます。

佐藤委員：

わかりました。だから、多分それはそうなんです。難しい問題いっぱいあるので、そうしたらそのことは前提に書いてもらって、そういう認識のもとにこれを読むという必要があると思います。以上です。

清水委員：

質問なんですけどね。まずその1ページ目のところで、試算方法のところ、住民票の写しの広域交付のところ、自分が住んでるところ以外から2人に1人が利用するっていう想定になってますけども、これって現実的なんですか。

西泉市町村課長：

正直、まだこの事業始まってしっかりとしたデータがございませんし、個別の市町村で見ましても、それほどまだ件数を受けているというかたちでも聞いておりませんので、何とも申し上げられないんですけども、ですから、これも非常にちょっと大雑把なラフな想定だという前提でお考えいただければというふうに思います。

清水委員：

これっていうのは、実際実情からすると、むしろ住民の側から広域交付をしてくれっていう要請は実際にはないですよ。要はこの制度ができる以前から。むしろ夜まで開けてくれとか土日に少し開けてくれると助かるとか、というやり方で各自治体が対応したり、あるいは浜松市とかその周辺のように、11~12の自治体が共通の仕組みを作って対応するとかっていうかたちはとるところがありますけども、それにしても、その実態を見ても利用率っていうのは非常に低いですよ。外部からっていうもの。浜松市とかの調べられてます？あの地域の。それは調べられるといいと思いますけど、2人に1人なんか全然使ってませんよ。すごく便利な仕組み作っているにもかかわらずですね。

西泉市町村課長：

ここも非常に大雑把な想定で、やはり、多分地域によって相当違うと思うんですね。大都市に通勤しているような人が多い地域ではそれなりにあるかもしれませんが、いずれにしても、これも本当に大雑把な前提を置かせていただいておりますので、その点をご理解いただければというふうに考えております。

清水委員：

それから2ページに入りますが、例えば一番最初の付記転出のところ、手間時間の短縮っていうところで、(1)で60分の1.75ってなってますよね。これはどういうふうに読むんですか。

西泉市町村課長：

これは市町村にヒアリングをいたしまして、従来の転出届に掛かっていた時間と、今回この転入転出の特例を使った場合の時間を差し引きをしまして、それで短縮されるであろうと思われる時間でございます。

清水委員：

1.75分短縮できると読むわけですね。

西泉市町村課長：

そうです。1件当たり、これまでの手続きと比べてこの手続きを使えば1.75分短縮されると。

清水委員：

その転入転出届の簡略化っていうことが1つのうたい文句になってるわけですけども、ここっていうのは、純粹に転入転出の届けのところだけであって、転入転出に伴ういろんな手続きありますよね。その部分は結局役所に行ってやらなきゃいけないとかっていう、そういう問題は…、

西泉市町村課長：

それは加味しておりません。というか、加味できておりません。

清水委員：

役所の現場の話からすると、むしろまとめてやったほうが役所も本人も非常に好都合なんじゃないかっていう話をよく聞くんですけども、ここの部分だけ考えてるから、トータルとして節約になるかどうかっていうことは考えてないってことですね。

西泉市町村課長：

それは今回の積算には盛り込めておりません。

清水委員：

それから3ページの4の(2)のところで、経費の節約ということで交通費となってるんですけど、この395円って、これはどういう。

西泉市町村課長：

これは一番最後のページを見ていただければと思うんですけども、18ページの下から3番目の欄でございます。これは平成13年度の報告書の中で、窓口までの往復の交通費の積算をした場合、平均的にはこのぐらいになるのではないかという数値が出ておりますので、この数値を利用しております。

清水委員：

それから、経費なり、逆にこの制度ができるための収入減と言いますか、そのことについてはどこに入るんですか。例えば住民票は交付しなくなる、これは仕組み上それはもう必然なわけですけども、そうなることによる収入減というのはどこに出てくるんですか。

西泉市町村課長：

具体的な手数料の減につきましては、それをこの費用対効果を試算する中で、費用と見るかどうか、私たちも非常に疑義というかありまして、同じように、例えばその住基カードの交付手数料があれば今度はプラスになるわけですけども、特にそれも勘案してはおりませんし、そういったものを試算の中に盛り込むかどうかちょっと疑義があって、今回のものに入れてはおりません。

清水委員：

公的個人認証についても、住民票の省略にしても、国民に義務付けられているわけではなくて、どちらでも構いませんよっていう制度ですよ、法的には。公的個人認証も、だから義務付けられているわけではなくて、国民の側にはね。だから、その住民票の省略っていう場合に、国が自分のほうの都合でやる場合それはありかもしれませんが、こちらの側が何か申請手続きをするような場合に、住民票を付けるか、付けないかっていうのはこちらの選択になるわけじゃないですか。国民の側の。そうした場合に住民票を従来どおり取ってくれば、それはその自治体の収入になるわけですよ。その収入についてはここではゼロというふうに考えるんですか。どういうふうに考えるんですか。

西泉市町村課長：

プラスマイナス要因として加味していないということでございます。

清水委員：

それは考慮する意味がないということなんですか、ここでは。

西泉市町村課長：

いや、それをその住基ネットのコストとして見るのかどうかというところにちょっと疑義がございまして、もしご指摘があるのであれば、それはまたそういったものも加味して考えさせていただければと思いますけれども。

清水委員：

自治体のほうとすれば、やはり職員が仕事をして、場合によったら残業もしてって、この仕組みを維持する上でもあると思うんですけども、もう片方で、従来の市町村固有の収入としての住民票交付の収入というのはある程度のパーセンテージを占めているわけじゃないですか。それがどれだけなくなってしまふのか、維持できるのか、維持はできないと思うんですけどね。そこをやっぱり自治体のプラスマイナスと考えたときには、やはり入れるべき数字なのではないかなという気がするんですけどね。その市町村の現場の側からすればですね。財布の中に入ってくるか入ってこないかっていうのは大きなことだろうと思うんですけどね。制度の是非は別として、現実問題としては収入減になっていくことは間違いないわけじゃないですか。その経費のところについては、これ総務省の案とかによるっていうふうに、1ページのところに試算した団体規模別必要経費ですか、これに基づいているっていうことですよ。

西泉市町村課長：

そうです。これまでいろんな場面で、例えば長野県ですと、これまで21億円でしたか、掛けているというときに、県の部分は決算というかたちで明確に出てくるわけなんです、市町村の部分は人口規模別にこの規模であれば大体このぐらいの経費が掛かってる、あるいは今後掛かるという、その規模別の経費の試算表がございまして、それを積み上げているかたちになっております。

清水委員：

その試算表っていうのはあるんですか。

西泉市町村課長：

この規模でこのぐらいの経費が掛かるという...

清水委員：

どういう項目でどういうふうに掛かるかっていうのは。

西泉市町村課長：

それは人口規模別にこの程度というだけで、細かな内訳は付いておらないですね。

清水委員：

でも、その中身がわからないと、佐藤さんがさっきもおっしゃったような、実は結構負担、残業になったりする部分についてはそれは出費になるんじゃないかと。そういう経費は考えなきゃいけないだろうし、トラブルが起こったときの対応っていうのは、場合によたら全職員が対応しなきゃいけないような場面もあるかもしれないし、何らかの損害賠償責任を追わなきゃいけない場面もあるかもしれないというの、パーセンテージの問題としてはある程度考えなきゃいけないことじゃないですか。全く事故が起こらず、全く残業にもならずっていうことは現実的じゃないですね。

西泉市町村課長：

おっしゃるとおりかとは思いますが、ちょっと今回そこまでは...、はい。

清水委員：

やはり、でも、こういう試算をするときというのは、お仕着せのなものでとりあえず説明...、だから最初から何回も言っているように、最初から理想的なものは出てくると思っていますけれども、やはりこういうことを国もどこの自治体もちゃんと計算を極力しようという努力さえしてこなかったところなので、今日、ほかの方からも意見出るとは思いますが、やはり、できるだけリアルなものにして、でもやっていこうとか、あるいは修正していこうとか、そういうやっぱり現実的な話をすべきだと思うんですね。

西泉市町村課長：

そのとおりだと思っております。今回、本当に試行錯誤している段階の中の途中段階だと思っておりますので、また、今日いただいたご意見等はできるだけ反映していきたいとは考えておりますので。

清水委員：

じゃあ、バージョンアップをしていくということで考えていただいて。経費はやはり大事だと思うんですね。これぐらい引かれますよっていうふうに言いながら、個々の項目で実際出ていったらば、最終的にはこの数字とは全然合わないじゃないかっていったときに、じゃあ、もともとこの根拠は何だったんだっていうことで、どうしてもならざるを得ないじゃないですか。ですので、ぜひ積み上げ項目方式でこの数字が出てくるということであれば、どういう項目で、どれだけの金額なのかっていうのはやはり出して、この長野県レベルで考えたときに、それが妥当か、妥当でないかっていうことも考えればそれを考えて、加味して少し修正するとかっていうふうにしていただいたほうが対比はしやすいですね。

西泉市町村課長：

努力させていただきます。

清水委員：

期待しております。よろしくお願いいたします。

櫻井委員：

フォローアップの質問。すごく細かいところなんですけれども、転入手続きのところ、いずれも提出時間が短縮される、それが交通費も減るということを書いておられますけども、今、この住基カードを使って転出手続きをしても、それは住民票の異動だけに効果的なんですね。そのほか、例えば児童手当をもらっている人とか、介護保険を受けている人とか、さまざまな本人が申請しなければならない手続きは同じように役所に行かなければできないんですね。ですから、そのような人は住民票を異動しました、でも児童手当いりません、介護保険もいりませんって言うならともかく、継続してそういった補助を受けたい場合はお役所に行くんです。ですから、役所に行った上に、この住基カードを使って住民票の異動を80円の切手を貼って手続きをするということになるんですね。ですから、ここを例えば3ページの上のほうにポスト投函時間10分で計算とか、それによって交通費がいくら浮くということを書いてありますけども、395円 - 80円ではなくて、お役所に行って80円の切手貼って投函するわけですから、395円 + 80円が掛かるってということになるんですね。それから、ポストに郵便を入れに行く10分は短縮ではなくて新たな負担時間になるんです。そう考えれば、ですから、これ全部発想が反対なんですね。あなたが見たのは、いかにこのメリットを出そうかという発想で多分なさったんだろうと思いますから、現実を見て、両方やらなければならないんです。今は、だから、この両方を負担というふうにちゃんと計算をしていただきたいというふうに思います。すごく細かいことなんですけれども、そういう発想でなければ、現実を見て、あなたの頭の中でこれだけ経費が減りますよ、時間も減りますよと言っても、実際に住基カードを使ってお引越しようとする方は、いやいや負担減じゃなくて負担増なんですよというのが現実ですから、ちゃんと信頼される数字を出すという前提に立つのであるならば、そのへんを現実に基づいてもう1回バージョンアップをしていただきたいと思います。

清水委員：

すいません。1点だけ忘れてました。住民票の写しの交付に関して、申請する人、1人の人間が自分の申請してるっていう前提になってるじゃないですか。多分、だから、何件住民票の写しの交付申請があるかっていうのは、でも実際には、私の業務もそうですけども、私でも何千人が取るし、大きな事務所であればもっと何十万と取ると思うんですね。われわれとか税理士だとか、そういった業界のところ、あるいは信販会社とか取るパーセンテージっていうのは、多分40%ぐらいになっちゃってるんじゃないかと思いますよ。そうすると、われわれはどっちみち本人申請する立場じゃないので従来どおり郵送でやりますよね。だからその実態のところもある程度踏まえたほうがいいと思うんです。だから5割ないし6割だと思います。個人が申請してくるっていうものっていうのはですね。そこを全然意味が違ってきてしまって、かつ、それはある程度わかりますよね。役所では、本人申請してるものなのか、第三者がやってるのかっていうのも明らかにわかると思うんですけどもね。このパーセンテージはかなり実際には違う。全員が自分のを申請しているっていう前提は現実からは違いすぎていますので、5割

から6割ぐらいだっというふうに考えたほうが現実的だと思いますけど。それはまず間違いないので、確認してもらって、ここは修正をしたほうがより正しいものになると思うんです。

不破会長：

吉田さんいかがですか。

吉田委員：

お話を聞いてまして、中身についてはですね、これではいわゆる県民の方に説明できないですね。費用対効果で説明できる資料はそろわないんだっということが明らかになったんだと思います。説明がつく資料は手に入らない。それがはっきりわかったんじゃないかなと思いますね。

不破会長：

ちょっと審議続けさせていただきますけども、中澤委員さん、いかがでしょうか。

中澤委員：

私は、この試算、結局どれをベースに立てて試算するかっていうことで、数値自体は皆さんが指摘されるように、いろいろ考え方があるでしょうから、アバウトな試算として受け止めるしかないんじゃないのかなという感じです。そういう中で、どこまで精度の高いものを求めるのか、あるいはそのことにどれだけの意味があるのかっていうのは、ちょっと疑問に思っています。あと、現状言われてきた、例えば本人確認あるいは住民票添付の省略、そういったようなことだけでメリットを追求してみても、こういうことはそんなに意味があるかなと、私は疑問に思っています。そういう中で、先ほど佐藤さんのほうで、県下ではというようなお話があったんですが、例えば、行政自体、私がかかわってきた中で住民記録自体をコンピュータ化したとき、当然、住民課と言われるところではその仕事だけが増えます。ですので、負担が増大するという声は当然ありました。ですが、そのことによって、いわゆるこのコンピュータを利用することによって、ほかの課の負担は減ったわけなんですね。ほかの課でいろいろ住所を入力するっていうようなことは減ったわけです。ただ、こういう調査に入って担当者に聞けば、自分のところだけでとらえたときにはそういう反応が出て私は当然のような気がしております。ですので、多分大きな市あたりになりますと、増える部分を見越して人的な手当て等がされるんでしょうけども、小さいところではなかなかそういうことができないんで、余計そういう不満というか、そういう中から出てくるんじゃないのかなという感じはしております。

それで、もう1つ、こういう費用対効果を考えるということでは、結局はやっぱりこういうものを要はたくさん仕事で使う、経費そのものは変わらないわけですので、そういう中で効果というのは生み出されるんじゃないかなと私は思っております。同じ経費を掛けるのであれば、なるべく有効活用をたくさんすると。そういうところから費用対効果というものは生んでいかなければいけないんじゃないのかなと。そういう中では、先ほど言った、住民票添付をこれだけ省略できますよとか、そういうことではなくて、もっといわゆる行政事務そのもの自体の、例えば県も初めてこういう情報を持ったわけですので、その情報を使って、例えば県税の滞納、いちいち市町村へ住所を確認せずに、この情報を使って滞納事務をもっと効率的にやり、それで県税収入を上げるとか、あるいは、省略できるような、廃止できるような事務もかなりあるという考え方もあるんですね。例えば、非常に大きな話になるんですけども、現在ある戸籍の附票制度みたいなものは、こういう住基ネット制度があるのであれば、あえて

戸籍の附票なんてお子守していく必要があるのかどうかという議論もあると思うわけなんです。そういうところも、むしろ積極的に戸籍の附票なんてもう廃止してもどうですかみたいな話を投げ掛けて、住基ネットによる行政事務改革や、住基ネットを活用する場面を増やすことによって費用対効果っていうのは求めていかないとならないのでは。今の住民票添付うんぬんというようなことだけでやってみても、そんなに意味がないような気がします。意味がないと言うか、今まで国はそういうことを言っていたんで、そういうふうになるんでしょうけれども、どうかなという感じがしております。

不破会長：

はい、ありがとうございました。

あと、私のほうからも何点かお尋ねしたいんですが、ちょっと時間もありませんので、大まかなところだけ。今回のメリットの中で、一番大きな割合を、大半を占めているのは住民票の交付が省略できるとか、広域交付に変わるとか、というところがメリットという面では一番大きな割合、もう大半を占めておられるわけですが、そうすると先ほど櫻井さんから言われたような、基礎的なデータ、住基カードの所有率を1%も見ることの妥当性、それから住民票の写しの省略について、初年度で500万件、以降毎年200万件ずつ増加していくという数値の妥当性ですね。そこをもう少し精査する必要があるのではないかと。ここの数値が違えば全体ががらっと変わってきてしまうわけですから、ここの数値の妥当性について、もう実際にシステムが稼働して3カ月以上たっているわけですから、それを少し反映したかたちのものを出していただければいいかなというふうに思っております。また、住民票の写しの広域交付で2人に1人が利用するというお話がございましたけれども、これについては、住基カード交付の有無にかかわらず、住基カードを受けていない方も免許証等で広域交付に出掛けてくということ想定しておられるんでしょうか。本来、総務省がよく言われていたのは、住基カードを持つと広域交付が受けられますよと。実はそうじゃなくて、免許証等を使っても広域交付は受けられるわけですが、そういうことを皆さん熟知された上で2人に1人が住基カードを持っていないけれども広域交付に行かれるという想定になっているということですよ。

西泉市町村課長：

そうですね。ここは住基カードを持っている、持っていないということは...

不破会長：

関係ないということですね。それも妥当性があるのかどうかについてですね。今そのあたりを聞いていますのは、これが全体の数値の大半を占めている部分ですので、そこはぜひ精査をお願いしたいと思います。また住民票の写しの提出が不要になっていく効果を書かれておられますので、じゃあ、不要になっていけば、今度広域交付の数も減っていくわけですが、これを見ると、広域交付の数は減っていかない。けども、実際に住民票の交付件数というのは減っていくという、ちょっとおかしな計算になっているかと思しますので、それについても検討をお願いいたします。それから、あと全体の経費の中で、県の経費というもの。各市町村が赤になる、黒になるという話の中に、県も市町村のためにネットワークの経費ですとか、CSの経費とか、持っておられるわけですから、その部分も加味していかなければいけないというふうに思っています。いろいろな点がございますけども...

西泉市町村課長：

ネットワークの経費はここに盛り込んで...

不破会長：

最後のところで盛り込んでありますけども、各市町村ごとには盛り込んでおられないんですよね。

西泉市町村課長：

ええ、それは...

不破会長：

それから、あと、事務経費がこれだけ安くなるというのはござますけども、その前提として、事務経費が減るということは職員の数を減らすという前提になっておられるのかどうか。そのあたりについてもぜひ次のところで、バージョンアップのところで反映していただければというふうに思っております。いくつか意見が出ましたけども、ともかく日本中で各市町村ごとにこれからきちっと精査していこうとしているのは、これも長野県だけだと思っております。これをもとにこれからこの数値自体をみんなが納得いくものに変えながら議論をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。知事のほうがこれから出られるということで、ごあいさつを。

田中知事：

はい。大変今の説明に関しても、具体的に厳しいご指摘をいただいたので、早急にきちんと対応をしたいというように思いますけれども、審議会からはあれでしたっけ...、長野県独自のネットワークの築を考えようと、あの点に関してはその後どうなってますか。

不破会長：

それは次の議題で、改善案ですね。

田中知事：

事業化に向けての予算の部分もですね。じゃあ、それはちょっと私が伺えませんが、ぜひ、その部分に関してもまだ議論が足りないかもしれませんので、あるいは発想の点でご指摘いただきたいと思えます。あと、公的個人認証サービス制度に関してというところもこの後議題になるかと思えますけれども、いわゆる公的個人認証法の第12条の事務に利用する部分の本人確認情報の保護というところ。また、このサービスシステムにおける基本4情報の保護というような点に関してもご議論をいただくわけですが、ただ一方で、私どもの情報政策課がまとめたものもですね、まだ私のあるいは指導不足かと思えますけれども、16年の1月の稼働スケジュールと、どうしてもとかく役人の世界というのは、いったん決めた、それも自ら決めたわけではなくて、スケジュールを順守するということが先になってしまうわけでありまして、やはり私自身は日本の制度や仕組みから変えるということを言っているわけでございまして、ひとたび決めたものもさらに議論をする、あるいはUターンする、あるいは違うパイパスを通ると、さまざまな方法はあるわけでございますので、特にこのLG-WAN(総合行政ネットワーク)の中の情報という点は、セキュリティの面でも住基ネット同様にきちんと議論をいただく必要があろうかと思えます。ですので、単に手続きを私たちは踏むというよりも、きちんと検証する

という中身がですね、時間的制約というような言葉だけでなくきちんととらえていただければなというふうには思っております。ですから、その意味では、先ほど申し上げましたような、長野県独自のネットワークというようなこともですね、これはいたずらに時間を掛けるわけではなくて、逆にこちらのほうはそうした時間の制約というものを乗り越えてきちんと議論をしないとイケないなと思っておりますので、引き続きよろしく願いをいたしたいと。

不破会長：

はい。どうもありがとうございます。

それでは今知事のほうからもありました、改善案で盛り込みました独自ネットワークということも含めて、審議事項の2番目、「より安全な住基ネットの検討について」の審議に移らせていただきます。事務局より説明をお願いいたします。

西泉市町村課長：

前回の審議会では第1次から第4次までのより安全なネットワークということでご提案いただいております。これにつきまして、本日情報政策課のほうから特に第2次版で中心になっております県域住基網の検討状況についてご説明を申し上げます。

第3次、それから第4次案につきましては、本日きちんとしたかたちで報告できるようにはなっておりませんが、例えば共同センター、第3次の共同センター構想でありますと、上伊那の情報センターをお願いをしているいろいろお話を伺ったり、あるいは第4次版の長野県独自の制度というものにつきましては、LASDECに出向いて、県が実際事務をした場合、どういうふうになるのか等々、さまざまな調査をさせていただいているところでございます。本日は第2次版の県域住基網、この点につきまして情報政策課のほうから検討状況をご説明いたします。

不破会長：

はい、お願いいたします。

阿部情報政策課長：

それではよろしくお願いいたします。お手元の資料2をお開きいただきたいと思います。

ただ今、市町村課長からお話がございました第9回の審議会からご提案いただいた改善案の中の第2次版についてご説明をさせていただきます。この副題にも書かせていただいておりますが、第2次案はですね、県域の住基網ということでご提言をいただいているわけですが、実はわれわれの県のほうでも高速情報通信ネットワークの整備事業ということを現在検討を進めておりまして、その検討の中で今回ご提言いただきました内容についても視野に入れて検討をしておりますものですから、その経過ということでご説明させていただきたいと思っております。

1つ目でございますように、知事が公約の中でも「『いつでも・どこでも・だれもが』自律的に10ギガ程度の光ファイバー情報ネットワークを利用できるように、民間活力を導入して県内全域に構築いたします」といった公約がございます。それから2番目でございますが、「地域情報通信ネットワーク研究会」、こちらの不破会長さんに座長、佐藤委員さんにもご出席いただいたんですが、こちらの研究会からも14年の10月に報告書をいただいております。その中では、知事に対しまして、自律的IT活用型社会を目指した長野県地域情報ネットワークの整備、220万人県民のためのネットワークの

実現ということでご提言、ご報告をいただいております。このような中、先ほど申し上げた、県として高速情報通信ネットワーク整備に関する検討を本格的に進めるべく、今年3月に民間の野村総合研究所のほうにネットワークの整備運営に関する調査というものを委託してございます。現在その報告書をいただきまして、これを基に県でお願いしております3名のメンターの方にアドバイスをいただきながら、高速情報通信ネットワークの整備運営に関する県の方針案を策定中でございます。この案の中に、先ほどお話し上げました、8月に本審議会からご提案いただきました改善案の、「より安全な住基ネットワークの構築案」、特に県域の住基網、あるいは共同センターというようなことについても視野に入れて検討をさせていただいております。そのような中、今後の予定でございますが、この策定案がまとまり次第、広く県民のほうに公表をいたしまして、パブリックコメント、あるいは関係する市町村、関係団体の皆さんの意見をお聞きしながら、できるだけ早い機会に県の方針を決定していきたいと、こんなことで現在進めております。現在は進行中ということで経過のほうを説明させていただきました。以上です。

不破会長：

以上が先ほど知事も述べられた独自ネットワークによる、より安全なネットワークの構築についての進行状況ということで、あと3次、4次について、先ほど西泉課長のほうから少し話がありましたけれども、要約いたしますと、鋭意検討中ということでよろしいでしょうか。何かもう少しこういうことをやっているとか、こういう点で今問題になっているとか、そういうことがございますでしょうか。

西泉市町村課長：

第3次版の、共同センターにつきましては、先日上伊那の情報センター、これは1つの参考になるという考えのもと、いろいろお話を聞かせていただいたところです。上伊那の情報センターの場合、住基だけではなくて、さまざまな情報を総合的に管理しております。こういった関係上、経費的には年間で約6億近く掛かっております。この共同センターをやるときには、じゃあ何をどこまでやるかとか、あるいは当然市町村のご意向も踏まえながらやっていかないといいませんので、より具体的には今後市町村としっかりと話をしていきながら内容を詰めていく必要があるのではないかとこのように考えております。また第4次版につきましては、先日LASDECのほうに行きまして、じゃあ長野県が独自にやる場合、どういった事務が出てくるのかというようなお話をさまざま聞いてまいりました。具体的には、今、住民票コードの割り当てはLASDECでやっておるんですが、それを県独自にやるとしたらまた新たなシステム開発が必要であるとか、あるいは国との情報提供、国との情報連絡、あるいは他県との情報連絡については、独自の回線網をまた個別に協議をして引いていかなければならないでありますとか、あるいは市町村の問い合わせに対して相談窓口を作らなければならない、あるいはネットワークの監視をやらなければならないということで、正直、これを実現するにはさまざまな課題についてしっかりと検討して、それをクリアしていかなければならないと思いますので、これは引き続きちょっといろいろな面から検討をしていきたいというふうに考えておりますので、また、さまざまな面からアドバイスをいただければなというふうに考えております。

不破会長：

はい。今のご説明に対して各委員からご意見・ご質問等ありますでしょうか。はい、どうぞ。

佐藤委員：

簡単に。ネットワークの整備の関係ですけども、現在県のほうで検討中ということですが、大雑把なスケジュールというのは、目標時期とかは決まっているのでしょうか。いつぐらいまでに県の方針が出て、16年度の事業として取り組むとか、ネットワーク整備、設計をいつまでに終わるとか、そういう大雑把なスケジュールがもしありましたらお願いしたいんですが。

事務局：

今スケジュールの関係のお尋ねなんですけれども、先ほど申し上げたように、今方針案策定してございまして、目標としては、できるだけ案のほうを、今月下旬ぐらいまでにはまとめたいなというふうに考えております。それから、パブリックコメントといっても、やはりある程度の期間、10日間ぐらい必要になってまいりますし、関係団体のいろんな意見の聴取ということもございますから、できるだけ早い機会ということ考えております。加えて、今佐藤委員さんからございました来年の事業の反映ということもございますから、できる限り、そういった中で姿が見えてきたものについては、また予算の中でも相談しながら、可能なものについては取り入れていただきますけれども、最終的な方針ということの決定は可能な限り早い機会にということしか今ちょっと申し上げられませんが、反映できるものはその中から反映させていきたいなというふうに考えております。

佐藤委員：

関連ですけども、そうしますと、大体11月中に基本方針案が出て、それからパブリックコメントに移るということですが、今月中に基本方針案を出すにあたって、その方針案策定に対してメンターの方と県の担当部局での原案に対して、市町村の方の意見、ヒアリングというのはどういったかたちで入るのでしょうか。パブリックコメントとして入るんですか。

事務局：

2つあると思うんですけども、広い意味では市町村の方もパブリックということになりますけれども、いわゆる今回のネットワークの中の1つの事業主体的なとらえ方で市町村という立場でもご意見をいただくというふうには考えております。

佐藤委員：

県の方が出る前に意見を聞く機会があるのか、それとも出た後、パブリックコメントのかたちでヒアリングなり公聴会なりというかたちで意見を取り入れて、さらに原案を修正していくという、どちらの方向になるんですか。

事務局：

今、ちょっとわれわれ事務レベルなんですけども、かたちとしては案を公表した後にご意見を伺おうというふうに思っております。

佐藤委員：

わかりました。

櫻井委員：

ちょっと質問なんですけども、私がちょっとよくわかっていないのかもしれないんですけども、今、県のほうで長野県の住基ネットは大丈夫かというのでテストしている最中だと思います。これはいつどのようなかたちで結果が出るのか、まだしばらく時間が掛かるんだと思うんですが、そのテスト結果とこの共同センター案というのはやはり密接に絡まってくるわけですよね。そのところはどういうふうになっているんですか。侵入テストのほうの結果が出ない前にこの共同センター案みたいな具体案を出すことは可能なんでしょうか。それとも、きちんとテスト結果を踏まえなければならぬのではないかなと思うんですけども。

不破会長：

もちろんテスト結果は踏まえて、さらにシステムをより強固なものにしていかなければいけないと考えておりますけれども、私が最初原案を、この1次から4次までの原案を出したときには、侵入実験の結果うんぬんにかかわらずインターネットからの侵入の懸念があるということでこちらからを絶つという1次案と、それから住基ネット側の侵入もあり得るとする考えのもとで、そこを監視するための2次案と、それから、市町村における個々の負担、過剰な負担を軽減しなければセキュリティ上問題が起き得るとする考えのもとで出てきた3次案と、それから、データのあり方をすべて国に預けるかたちでいいのかということも懸念を含めた4次案ということで、1次から4次までの案を。ですから、侵入実験とは別のところで出しております。それぞれ、じゃあ侵入実験によってこういうことがわかったということがさらにあれば、例えばセンター構想の中でそれに対する対処というものも加味していくなどのもちろん反映が出て、その必要はあると思っております。

櫻井委員：

じゃあ、その侵入テストそのものの結果が出た段階で、それをきちんと重視して、それに対応した対応策をとるということでよろしいわけですね。

不破会長：

侵入実験については、私はちょっと今関与しておりませんので…、

櫻井委員：

私も関与していません。

不破会長：

どのようなことになるのか、どういう結果になるのかというのを今何も述べられないかたちがございますが、当然、侵入実験についての正式な県としての結果が公表された時点で、それをこの案の中に当然盛り込んでいくべきだと考えております。

櫻井委員：

はい。

不破会長：

そのことも加味して、事務局のほうから何かご説明ありますでしょうか。

吉田委員：

コストのところの話をずっとしてまいりましたので、コストとしてですね、1案、2案、3案とか、これはどういうメリットがあるからこういうコストが掛かるんだというのがほしいなと思うんですけども、そういう意味では、民間の業者から見積もりを取るだとかですね、プレゼンテーションの資料をいただくとか、こっちの要求要件を提示すれば数値化したものが出てくるはずですので、そういうものをいくつか取る。県としてはよくわからないということであれば、審議会のほうでその内容について検討をしてみるとか、そういうことも可能かなとも思うんですけども、そのあたりも含め、やっぱり数字にしないといけないんじゃないかなとも思うんですね。なので、見積もりをいただいていたければいいのかなと思っています。

不破会長：

はい。私も関係しております。私、メンターの1人でございますので、2次の案の部分につきましては県域のネットということで、当然これはコストも勘案しながら今案を練っている最中でございます。3次、4次については、先ほど西泉課長が言われたように、それについても加味しながら問い合わせを今しておられるという段階でよろしいでしょうか。他にございますか。

清水委員：

いいですか。結局その場合にしても費用対効果っていうのをちゃんと考えなければいけないので、間違えなくセキュリティの面から考えれば、現状よりもセンター構想、中澤さんのところでやってるようなやり方のほうが、それはどう考えたっていいに決まっていますよね。だから、そういうふうに進める方向性としては、1つの視点からはいいんだけど、実際はそれでは何をやるのというところはですね、それぞれにかかわっていく自治体がやはり全く費用を負担しないということはありません。あ、あって、というか、今までのコストダウンには多分なるんだろうと思いますけれども、また、セキュリティも高まるんだろうけれども、じゃあそれで今なにやるのと。金がないんだったら合併しろと言われてるときに、前よりもいくらか安くなるんだたらいいやっていう、その程度の選択肢はあり得ないわけですよ。

不破会長：

もちろんそうです。

清水委員：

これでかなりのセキュリティだけではなくてメリットもかなりあるからというふうに現実的にならないといけないんであって、そうでなければ、また別なかたちを考えなければいけないわけなので、今回、費用対効果を出してほしいというふうに思っていたのは、現状はどうで、じゃあ今度センター方式になったとすれば、それはどうなるのっていうところの当てはめにも使えればいいのかとも思ったのでお願いしていたし、これがまたちょっとバージョンアップをちゃんとしてもらいたいと思うのは、よりセキュリティを高めるのは、それはその面ではいいけれども、じゃあ費用対効果はどうなのっていう問

題はどんなかたちにしたってやっぱり残るというか中心的な課題なわけだから、やっぱりそこを考えた議論というのも市町村を含めてやっていかなきゃいけないんじゃないかと思うんですけどもね。

不破会長：

はい。当然、技術的にだけ検討するのではなくて、先ほど清水委員が言われたとおり、費用対効果も加味して、それを加味した上で市町村とともに3次、4次の案については話し合っていかなければいけない。そのときには当然費用がどの程度掛かりますよということも明らかにしながらテーブルにつかなければいけませんので、そういう方針で進めていただきたいと思いますし、また、この案を出しましたのはこちら側ですので、その点につきまして問題等ありましたら、質問等ありましたら、どんどんわれわれのほうに問い掛けをいただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

それでは、次に時間の都合もございまして、審議事項の3番、「公的個人認証サービスについて」に移らせていただきます。それでは、事務局のほうから説明をお願いいたします。

阿部情報政策課長：

それでは引き続きお願いいたします。お手元の資料3、大きな資料で恐縮ですがお願いいたします。この制度は、ご案内のように昨年12月の国会で成立いたしました、いわゆるオンライン化三法の1つといたしまして公的個人認証法に基づくものでございます。行政機関への申請手続きなどが自宅のパソコンなどからできるようになるものでございます。また、この際に他人による成り済まし申請とか、通信の途中での改ざんなどを防ぐための電子署名ということで、この制度が創設されたものでございます。制度の概要は、事前に委員の皆さまに資料としてお送りしてございますが、この際若干時間をいただきましてご説明させていただきたいと思います。

最初に1ページをお開きいただきまして、スケジュールの関係をお願いしたいと思います。総務省の想定しているスケジュールということでございますが、上のほうにございますように、12月1日から全国レベルのシステムの統合テストというものを行いまして、その成果等を踏まえて、適切な時期に法律が施行される予定というふうになっております。具体的な時期的にはですね、こちらに星印がございしますが、社会保険庁関係の電子申請、届け出のサービスは年明けの1月下旬に開始の予定であるということから、法施行のほうもその近辺ではないかというふうに推測しております。このような中、都道府県に対しましては、12月県議会に向けて関係の条例の整備、提案、あるいは電子証明書発行事務の指定認証機関への委任ということがございまして、このへんを11月中に行うようにということを今要請されているのが現状でございます。これがスケジュールのほうでございます。

1ページをお開きいただきまして、2ページ目、お願いいたします。それでは、実際の電子申請のイメージについて簡単にご説明させていただきます。左側のほうから から見えていただければと思いますが、この申請の一番のポイントは、証明書の交付を希望する住民がまず動き出すということでございます。証明書の交付を希望する住民は、1番の役場の住民票のある窓口でICカードを持ちます。現行では住基カードを使うというふうに聞いております。これを持参いたしまして電子証明書の発行申請をいたします。2番のところに手続きが書いてございます。3番にまいりまして、その申請を受けた窓口では、申請書に記載した人が住基台帳に記載されている人かどうかを住基専用のCS端末を用いて確認をし、併せて、本人であるかということをも免許証等の公的な証明書をもって確認をするというふうになっております。その後、申請者の基本4情報と申し上げておりますが、氏名・生年月日・性別・住所、この4情報を住基CS端末からフロッピーディスクに出力をいたしまして、公的個人認証専用端末

にセットして、代替文字の選択とか確定を行うということでございます。それから、4番のほうに移っていただきまして、申請者は窓口を設置されております鍵ペア生成装置というものがございまして、そこで自らこのICカードに鍵ペアを生成いたしまして暗証番号も登録いたします。それから5番のところにもまいりまして、ICカードを再度窓口へ提出をいただきまして、役場のほうから都道府県へ送信をいたします。6番が都道府県になりますが、証明書の発行を行う機関ということになります。それで、証明書の発行の事務については、法律の中では国の指定認証機関に委任することができるというふうになってございます。そして、県のほうでは即時に証明書を発行いたしまして、7番に移りまして、受け渡し窓口でICカードに電子証明書を書き込みまして、申請者に交付というようなかたちになっております。この一連の事務ですが、説明をいただいている中では、早ければ3分程度でこの申請から交付までの事務は行われると、可能だというふうにお聞きしております。下のほうの図面は、フローは、今申し上げた流れをそれぞれの機関別に表したものでございます。また後ほどご覧いただきたいと思っております。めくっていただきまして、3ページをお願いいたします。こちらは、住民に住所とか氏名の異動・変更があった場合のフローでございまして、これは下の図面のほうがわかりやすいかと思っております。ところで、例えば住所の変更のありました住民から変更届出が窓口に出されます。それを受けました市町村長は住民票の記載の修正を住民基本台帳ネットワークシステムを通じて、県そして自治情報センターのほうへ通知をいたします。それから3番のほうにもまいりまして、それを受けた公的個人認証側では、電子証明書の利用者について住基法の第30条の8第3項、赤く塗ってございますけれども、この当該修正のあった旨の情報を公的個人認証法第12条に基づく異動等失効情報というかたちでいただいて、失効リストを作成するというふうになっております。この で示してございます業務において本人確認情報の受け渡しが行われるということでございます。

ちょっと駆け足で恐縮ですが、4ページをご覧いただきたいと思っております。これは、それでは証明いただいた後のですね、電子申請とか届出のイメージということなんですが、左側の上のほうから見ていただければと思っておりますが、利用者が自宅のパソコンから申請や届出をしたり行政機関のホームページを開きます。それから2番のところでも利用したい項目を選択いたしまして、3番で必要事項を記入いたします。それから4番にございますように、いただいてあるICカードをリーダーライターにセットをして暗証番号を入力いたします。その後、5番にございます電子署名をクリック、そして6番で送信をクリックいたしますと、申請書、電子署名、電子証明書が暗号化されて行政機関に送られるというかたちでございまして、そして7番目に、行政機関で受け付けをして、電子証明書の確認や申請書との照合が行われ、申請や届出が受け付けられるということで、これで申請が終了するというかたちになっております。それから5ページなんですが、こちらはですね、以上申し上げましたサービス制度の全体を1つの表にまとめますと、ちょっと複雑ですが、こちらのような概要になります。ここでご覧いただきたいのは、特に右側にございます赤い二重線でネットワークしてございまして、これがいわゆる住基のネットワークでございまして、それから、上のほうの青い円柱が2つございまして、右側のほうの円柱は住基ネットワーク、いわゆる指定情報処理機関、それから左側の青い円柱が公的個人認証側の指定認証機関でございまして、この間において、赤い破線で示してございまして、電子証明書の発行者の情報、あるいは異動等の失効情報というものが受け渡しをされるということでございます。それからもう1点は、下のほうの市町村というオレンジの丸のところをご覧いただきまして、市町村の窓口において、先ほど申し上げたように、住基のCS端末からフロッピーディスクにより申請者の基本4情報は公的個人認証専用の端末のほうへ提供されるということで、ここで情報の受け渡しが行われるということでございます。

最後に6ページのほうをご覧いただきたいと思っております。このようなことから、今回、先ほど知事のほ

うからも審議会のほうにご依頼申し上げたように、住基法の第30条の8第3項に基づく本人確認情報の利用に關しまして、本人確認情報の受け渡しに關するシステムの安全性についてご審議をお願いするものでございます。具体的には下のほうの表に記載してございます。1点として、公的個人認証法第12条の事務に利用する本人確認情報等の保護について。2点目としては、公的個人認証サービスシステムにおける基本4情報の保護について。この2点でございます。以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

不破会長：

はい。ご説明ありがとうございます。これは、これから審議をするということで、今ここで詳しい議論まではなかなかいかないと思いますけれども、ちょっと私のほうからいくつか質問をさせていただきます。あと各委員からも質問等、お願いいたします。

一番読んでいて、「あれっ」と思いましたのは電子証明書。電子証明書を発行するときに住基ネットのほうから基本4情報をフロッピーを使ってコピーをして持ってくるということで、この時点で本人確認情報の中の4情報が電子証明書のほうにコピーされると。つまり、住基データの基本4情報がそちらに移るということになろうかと思えます。われわれは、それ自身の保護ということ、その漏えいをどう防ぐのかということを検討している審議会でございますが、それが電子証明書の拡張領域というところに入ってくると。これはもう1つの分厚いほうの紙の電子証明書のイメージ、16ページのところに書かれている拡張領域と書かれるところ、電子証明書の中の拡張領域と書かれるところに本人確認情報の中の氏名・生年月日・性別・住所が入るということですね。その電子証明書自身は公的認証機関によって電子署名が付加されて、本物の証明書であると、電子証明書であるということが公開鍵を使うと認識できることになっておりますが、逆に言いますと、その機関の公開鍵を使うとだれもがこの電子証明書の中身を本物であると確認した上で読むことができるという仕組みになってあろうかと思えます。そうなりますと、公開鍵はみんなが持って公開されているものですので、その公開鍵を使ってだれもがこの電子証明書に書かれている基本4情報というものを読めるかたちになるのではないかという、ちょっとそのあたりの考え方が、今私が言ったことでよろしいのかどうか。読める可能性があるのかということをお聞きしたいのですが。

事務局：

ちょっと私のほうからお答え申し上げますが、今申された電子証明書に記載されている基本4情報でございますけれども、これについてはですね、本人の鍵ペアで生成された秘密鍵と公開鍵があるわけでございますが、送付先へその公開鍵を提供するものでございまして、これにつきましては、送付先のところで受信者側がその公開鍵を使って開くことができるというかたちだけでございます。したがって、公開鍵が共通鍵というような認識ではございませんので、申請者と受信者側の関係で公開されるというのが1つでございます。

不破会長：

その申請者の公開鍵というのはだれが管理しているものなんでしょうか。

事務局：

申請者の公開鍵につきましては、鍵ペア生成装置で本人が自ら生成をして、そこで作ると。ですから、

本人のカードの中に蓄積されてると。

不破会長：

本人のカードの中に秘密鍵が入ると。

事務局：

はい。

不破会長：

公開鍵はその後どこかに送られるということなわけですか。

事務局：

電子証明書の中で知事の秘密鍵でその公開鍵を保護しますということでございます。

不破会長：

つまり、私が例えばそういう電子証明書を作ったとして、私の公開鍵というものは私しか持っていないのでしょうか。

事務局：

そうです。

不破会長：

秘密鍵とともに私しか持っていない。

事務局：

そういうことになります。

不破会長：

そうなっていますかね？ ちょっとそのあたりここには…、

佐藤委員：

認証局にあるんでしょ。認証局に登録されているはずですよ。

不破会長：

そうですね。認証局のほうに渡すものではないのでしょうか。

事務局：

電子証明書の中に公開鍵を持っております。その電子証明書が本人がお持ちになっているICカードに格納されていると、そのICカードを使って申請する際に、電子証明書を付して相手側の機関に送信するというかたちになりますので、その公開鍵は相手側だけしか把握することはできないと。受信側で

しか把握できない。こういう説明ですが、そんなふうに聞いておるわけでございますけど。

佐藤委員：

電子申請をすれば、その申請された内容を受理した組織が、その電文の中に入っている電子証明書の中にある本人の公開鍵を使って復号をするわけですね。ですから、だれがどこに電子申請をするか、受けた役所は当然申請者の公開鍵はわからなければいけないんですよ。その役所で済むかどうか、つまりこれから電子申請がどんどん普及してきた場合に、その電子証明書付きのものがどんどんあちこちに伝搬されるわけですね。当然その電子取引をするわけですから。それは、公的機関だけではなくて、恐らく民間も入ってくるでしょう。そのときに、その人が本人のそのものが正しいかどうかのために電子証明書があって、その電子証明書の中に本人の公開鍵が入ってるわけですから。その中に公開鍵と一緒に実は拡張領域というものがついていて、そこに4情報が入っているということですから、電子申請書を受けた人はその人の4情報は見れるということですよ。

不破会長：

そうですね。

佐藤委員：

その4情報をだれがどうやって管理しますかということが問題だということで、そのいわゆる情報の管理をどうしましょうかというところがこれからの議論になると思うんですね。つまり、不破さんが問題指摘されたのは、拡張領域になんで住基の4情報を全部入れなければいけないんですかと。そここの説明が今までについてないので、4情報を入れた限り、それは公開されるんですから、受ける人はもうそれを見ることができてしまう。それが日本中どころか世界中飛んでいく可能性があるときに、その情報をだれが管理しますかと。そこをこれから問題にしませんかというのが、恐らくこの審議会です。このシステムが安全かどうか、ここで本人確認情報が守られるかどうかというところの、それをどうやって守るんだと、その仕掛けをわれわれとしては議論しなければいけないと思います。

不破会長：

あともう1点教えていただきたいんですけども、配られた資料の6ページ目のところで、異動等情報の通知時に指定認証機関、この6ページの上半分のほうですね。指定認証機関、市町村があって県があって、指定情報処理機関、これがLASDECにあたって、それから指定認証機関がこれから指定される認証機関ということになるかと思えますけども、指定認証機関からLASDECのほうに証明書発行者DB（データベース）というものが受け渡されると。つまり、これを利用して異動した方は、知らないうちにLASDECのほうにこの証明書の発行者データベースというものが渡されるというような仕組みになっているんですけども、このあたり、例えばここで問題が生じないか。ではLASDECのほうでこの証明書の発行者DBをどのように扱うのか。なぜここで渡さなければいけないのか。そういうことについて何か把握しておられますでしょうか。

事務局：

このへんが非常に疑問なところなんですけれども、今われわれ確認する中では、当初は情報の一元化というような中ですね、この証明書の関係の情報というのは、新たな機関に、LASDEC以外のと

ころにというようなお話があったものですから、そちらに蓄積されているものとして考えておったんですけれども、いろいろお聞きする中では、いわゆる住基ネット側のL A S D E Cのほうにこの証明書の発行者D Bがあるというお話を聞いておまして、そのへんについてはわれわれも同じようなかたちで、こういう状況でよろしいのかというような感じは持っておるところでございます。

吉田委員：

いいですかね。L A S C O M(自治体衛星通信機構)にもう出すことは決まっちゃっているんですか。

事務局：

それはこれから、表にもございますように、国がこれから指定、11月中に指定するというので、固有名詞ではまだ指定されておられませんけれども、そういう作業を進めてるところであります。

吉田委員：

その中で、契約をするいわゆるサービスレベル・アグリーメントっていう責任分界点を明確にしたところまではL A S C O Mさんの責任範囲ですと。どこまでは県の責任範囲ですというような、契約にかかわる部分という提示はあるんでしょうか。

事務局：

委任ということが先に出てきちゃっているんですけれども、われわれも総務省にいろいろお聞きする中で、国が指定するときにそういった条件を明確に教えていただきたいということは要請してございまして、それはしかるべき時期にお答えいただけるということで聞いておりますが。

吉田委員：

になっている…。

事務局：

そのへんを確認したいとも思っております。

吉田委員：

ちなみに、民間の業者がですね、これの指定機関になり得るということで、国も認めている民間の機関があるんですけれども、それもいくつかあるんですけれども、そういったところからぜひ話を聞いていただいてですね、プレゼンテーションをいただくなり、見積もりをいただくなり、コストの話もあって、L A S C O Mのほうは一認証あたり500円ぐらいでできるだとかっていうお話がございすけれども、民間だと一番安いので3,000円だとか、前後するんだというお話もありますけれども、彼らも同じ土俵で十分戦えるだけの値段は提示できるんだという話を言っているところもございすので、要は同じ500円でうちもやるんだという民間もあると。ぜひ、サービスレベル・アグリーメントという観点から、ほかのところの話も聞く。そこにはどういうサービスがあって、彼らはどこまでを責任を持つと、コミットできるのかというポイントをぜひ決めていただいて、十分考慮の上で、最終的に本当にL A S C O Mでいいのか、あるいは民間の指定機関でも十分対応できるのかどうか、考慮いただければと思います。

不破会長：

吉田さんの今のお話は、指定認証機関への委任で、その委任先は1カ所に限らず、複数あり得ると。

吉田委員：

複数と言うよりも、長野県にとって一番メリットがあるところに出せばいい話であって、何も複数使う必要もなければ…、

不破会長：

いえいえ、複数の候補があり得るという…、

吉田委員：

そういうことですね。

不破会長：

その中から最適なものをいろんな条件をもとに選んでいけばいいと。

吉田委員：

そうですね。長野県にとってメリットのあるところに外注すればいいと思います。

不破会長：

複数あるのでしたら、当然その複数を考慮する。

中澤委員：

ちょっとそれは事務局に聞いたほうがいいんじゃないですか。長野県がどこかへ委託して作る、独自のものを作るってことであればどこへ委託してもいいんでしょうけれども、委任するといった場合に、指定認証機関以外へは委任できないんじゃないですか。

吉田委員：

政府が指定している機関があるんで、民間のところ。

清水委員：

ちょっとそこは、法律で説明します。法律的に住民基本台帳法のほうの指定機関というのは、LASDECにしかならないように法律の規定は書いてあるんですよ。逆に言うと、LASDECになるように条件規定が法律に書き込まれているというのが住民基本台帳法なんですね。それに対して、こちらの電子署名に関する地方公共団体の認証業務に関する法律のほうではそういう縛りがないんですよ。ですので、いくつもの自治体が実は候補になり得るんですね。なので、LASDECのようにほかに選ぶようがないのではなくて、長野県、政府が指定さえすればその中からどれでも選んでもいいですよっていう状況にはなっているんですね。現にそれは複数あるということですよ。

吉田委員：

現にあります。

清水委員：

ただ、もちろん指定されなければだめですよ、法律的に。

事務局：

その状況についてちょっと説明します。

今、清水先生お話あったとおりなんですけれども、この公的個人認証法における指定認証機関というのは第30条で規定がございまして、総務大臣が指定する者、指定認証機関に認証事務を行わせることができる規定になっておりまして、本来は県の事務でございましてから県が独自にやればいいんですけれども、指定することもできるとなっていると。その指定については、今、国の情報では1つの機関を指定する予定でいるというふうに伺っている状況でございまして、一番の動き出した時点では1カ所しか指定がないという状況ではないかというふうに想定しています。

中澤委員：

それに絡めていいですか。これに関する都道府県協議会は、8月に満場一致というか、全会一致というか、そういうかたちで指定認証機関に委任するだというようなことを決議されたというふうに聞いているんですが、長野県もそういうことでよろしいのでしょうか。

事務局：

その会議にですね、岐阜の梶原知事が会長をなさっている会議で招集いただきました。その中で、指定については、より安い経費で安全なシステムということで合同で委任しようというような提案がございました。その中で、知事にも相談した中でですね、県としてはそういった安全性等を確認した上で委任については決めたいということで、そういう方向だということを示しているものですから、会議の場では全会一致というか、それぞれ各県に選択の自由はございますというかたちで進んでおりますから、満場一致というんですかね、全部が委任を決めたというかたちの会議の締めくくりにはなかったというふうに思います。

中澤委員：

それと絡めて申し訳ないんですが、ここで審議したいということは、指定情報処理機関、指定認証機関に委任した場合におけるシステムの安全性について審議するというふうになっているんですけれども、皆さんはそういう意味でいくと、県は発注者側ですよ。どこへ委任するにしろ、自分で作るにしろ。そうしたときに、やっぱり自分たちで満足のいく安全なものを発注するという、そういう視点が必要なんじゃないですか。指定認証機関に委任したら安全じゃなくて、自分たちがどこかへ委託して作れば安全だという、その考え方が僕はちょっとわからないんですけれども。

不破会長：

そういう考えではきつくないと思います。

中澤委員：

いや、これはでも指定認証機関に委任した場合におけるシステムの安全性ということですよ。だから、そのへんを比較してみてもらえるんですかっていうことを逆に聞きたいんですけども。

事務局：

ですから、一番もとは県の自治事務になりますから県が認証しなければいけないんですけども、委任することもできるとなっております。それは、全国レベルで今の協議会で論議していく中で、情報ですと、やはり一緒にやったほうが相当の経費の削減ができると。今でしたら、1県でやったら9億円ぐらい掛かるとかいう情報も聞いております。それが47都道府県が入りますと、長野県の場合でしたら、2,700万~2,800万ぐらいの交付金でできるというようなお話があるものですから、今の段階で県として独自にやったらどのくらい掛かって、どんなものになるということについては、今考えておりません。状況としては、これが状況でございますけれども。

不破会長：

ちょっとまだご意見もあろうかと思えますけれども、時間の都合もございます。これにつきましては、ぜひこの審議会の中でだけ話をしたり調べたりするというのでは時間が不足するかと思えますので、鋭意勉強会等を開かせていただいて、このシステムについてももう少し考えていきたいと思っております。また、その中で指定認証機関とされるところへのいろんな問い合わせですとか、システム全体についての仕様が、実はまだ岐阜で一部実験中ということで、完全な仕様は固まっていないということですが、固まった部分から次々と聞かせていただきながら、こちらからもいろんな質問をさせていただくという機会をこれから何回か与えていただきたいと思いますと思っております。今後、審議をさせていただくということでご了解のほどをよろしく願いいたします。そのほかとして、何かご意見等ございますでしょうか。

中澤委員：

1点いいですか。最初のところへちょっと戻ってしまうんですけども。

不破会長：

ちょっと、清水委員が新幹線の時間がありまして…。

清水委員：

私、たくさん法律上の問題でいろいろあるので、ぜひ次回に、あるいはその間にメールの上で法律上の問題点がどこにあるかっていうのを出します。次回は年内に一度やったほうがいいかと思うんですが。

不破会長：

そうですね。12月にはやりたいと思えますので、また調整をさせていただきますから、よろしく願いいたします。

清水委員：

はい。メール上でもお願いします。

不破会長：

はい。中澤さん、すいません。

中澤委員：

ちょっと1～2点あるんですけども、1点は、一番最初のところへちょっと戻ってしまいますけれども、この会議の1回目のときだと思うんですけども、いわゆる長野県の条例使用での利活用ですね。これについてもこの年末くらいまでにはいろいろ考えていきたいんだと、相談申し上げていきたいんだというようなお話があったというふうに記憶はしているんですけども、そのへん、長野県の本人確認情報の条例使用の計画、検討は進んでいるのかということをお伺いしたい。これは、本来的にこの審議会で審議すべき事項なんですけれども、それについての検討は進んでいるのでしょうか。

西泉市町村課長：

県の独自利用につきましては、以前の審議会資料だけ出ささせていただきましたけれども、例えばパスポート等の事務において住民票の写しが省略できるなど、すでに法律で定まっている事項について、機会をみてまずご議論をいただきたいと思っております。条例による利用はそのまた後にということで、改めてご意見を伺えればと考えております。

中澤委員：

それからもう1点は、最初、市町村を回ったときに、非常に市町村の職員の方から強い声があって、県に直に相談するような連絡会というか協議会というか、そういうものを設置しろっていうことをこの審議会として要望しているはずなんです。ぜひ必要だということで、皆さんそういうことで要望したはずなんです。1回長野で戸住協（戸籍住民基本台帳事務協議会）を借りて開催されたっていうことを伺っているんですが、その後、全く飛んでいってしまっているんですよ、何もなくなっちゃってるんですよ。そのへん、その後市町村からは、あの会、もしきちっとした正式な組織としてやっていってほしいとかそういうような要望があるのか、あるいはやっていこうとしているのか、そのへんはどうなっているのでしょうかということですけども。

西泉市町村課長：

市町村課で直接声は聞いておりませんが、私ども今日ご指摘の部分、十分その後の取り組みについてしっかりと考えていきたいと思えます。

不破会長：

はい、私としてもそれは非常に大事なことだと思いますので、現場の声を県の側でも聞くということで、また3次、4次の改善案の中でも当然市町村とも同じテーブルにつかなければいけませんので、そのためにもぜひそういう場を設けていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

ほかにございますでしょうか。それでは、まだご議論もあろうかと思えますけども時間の都合もございますので。

中澤委員：

もう1点、いいですか。

先ほど櫻井さんおっしゃられたんですが、侵入実験の話、皆さんしゃべらないので私は聞きたいんですけど、不破会長さんも大変、非常にいわゆる影響を被っておられるようなんですが、現状、少なくとも大体いつごろ発表できるとかそういうスケジュール的なことでもいいんですが、何も今の段階ではしゃべれないということなんでしょうか。

松林住基ネット対応チームリーダー：

侵入実験につきましては、これは知事も記者会見で言っている範囲のことを私のほうから申し上げたいと思います。これは現在、実験結果については慎重な分析をしている段階であるということでございまして、この慎重な分析をした上で客観的である第三者の評価を加えて、それで事後に一括これは公表をしていくという方針でございますので、そういうことをご理解をいただきたいと現段階ではお願いしたいと思います。

中澤委員：

1点、その第三者の検証が必要っていうことはどうしてなんでしょうか。

松林住基ネット対応チームリーダー：

これにつきましても、実験のこれは手法、やり方、これにかかわる内容につながっていきますので、これにつきましても事後に一括公表をさせていただくと、こういうことでございます。

中澤委員：

われわれが見たときに第三者がうんぬんというのはちょっと理解できないわけでもないんですけども、県としては、では今いただいているような結果については信頼をしておられるっていうふうにお考えでしょうか。というのは、当然、実験を委託するにあたっては信頼できる業者さんに委託をされておるといいますんで、その方からきたものをもう1回別の第三者に検証させるっていう意味がちょっと私わからないのでお伺いしたんですけども。

松林住基ネット対応チームリーダー：

それにつきましては、実験結果を依頼したところは、それはその実験結果の生の報告が上がってまいります。これをどういうふうに評価するのか、どういう意味付けがあるのか、そこらへんをきちんと解説をしていただくと、これが第三者の客観的な評価という意味でございます。

櫻井委員：

私も侵入実験どうなっているのか実はすごく知りたいんですけども、我慢をしているのはですね、やはりこういうことって、そっとしておいて、十分な時間と、十分な何て言うんでしょうかね、その秘密性が実験には必要だというふうに思うんですね。だから、あえてですね、みんな知りたいと思うんですよ、ここにいらっしゃる記者の方もですね。だけれども、せっついてもこれはしょうがないことなので、きちんとした実験をしようと思うならば、それは何カ月も何カ月も本来掛かることなんでしょうけども、しかるべきときにということをおっしゃるので、それはそれで急がせて不十分な結果を出してもらうよりは、十分な時間を取って、静かにしておいて、きちんとした結果を聞いたほうがいいなあというふうに思って、実は多分中澤さんも私も同じくらい知りたいと思ってるんだらうと思うんですが、我

慢をしていくべき場面なんだろうとっております。

中澤委員：

ただね、私は、皆さんが出られた総務省の討論会でも、あるいは8月19日のときの審議会でも、あるいは県内何カ所か回った説明会においても、各委員の皆さんは公開実験ということを主張されておったんですよね。それに対して今回は秘密実験をされているわけですよね。これは、逆に委員の皆さんに聞きたいんだけど、どうお考えでしょうかね。

櫻井委員：

公開と私が申し上げたのは、コンピュータとこうやって操作してるところをみんなが見るという意味での公開ではなくて、きちんとした侵入テストをした後ですね、どういう手法でやりましたと、どこまで入ることができました、向こうのファイアウォールはどうでしたという、その詳しいことを全部公開してもらおうという意味での公開ですね。多分、第三者の評価が必要なのは、本当に当事者だけがやっていれば、ここまでこうなりましたよと言ったことが事実かどうか多分わからないことだってあるんだろうと思うんです。それはだから、技術の知識を十分に持った専門家の方が、専門家がやったペネトレーションテストをそれは本当に信ずるに足りるものなのか、どこまで入れたのか、このことはどういうことを意味するのかということを経験的に評価をすればいいんだろうと思います。公開という意味で申し上げたのは情報公開という意味でございまして、衆人環視の中での公開ということではなかったと思います。

中澤委員：

いや、ただね、それは櫻井さんそうおっしゃいますけれども、あの公開実験というのは結果の公表というふうには普通あの説明を聞いた人たちはとらえないと思いますよ。

松林住基ネット対応チームリーダー：

はい。ちょっとよろしいですか。今の公開の話につきましてご説明を加えさせていただきたいと思えますけれども、もし中澤さんおっしゃるようなかたちでの公開実験ということになりますと、これは通常の状態での実験状況とは著しく異なってくる可能性がございます。したがって、そういった実験をやる段階においては、これはやはり通常の、平常の段階でやはりやるのが一番実験の環境としてはよろしいのではないかと。その結果につきましては、当然のことながらこれはすべて公開をしていくわけですから、その点はきちんと分けて考える必要があるのではなからうかと、こういうふうにあります。

不破会長：

私としまして、もう1つ、実験のやり方について実際にどのような実験をされているのか全く私どもも関与しないかたちです。コメントはできないんですけど、伝えられているところによると、侵入実験はごく一部の市町村でサンプル的に行っておられるのではないかと。それでは私どもは十分だとは思っておりません、より多くの市町村、各市町村のセキュリティの実情っていうのはそれぞれ異なりますので、ある町がどうだった、ある村がどうだったということではなくて、より多くの市町村で広く実験を行っていくべきだというふうな。またそれについては、各市町村の安全性についての検証を市町村とともにやっていくべきだというふうな考えております。また、事後的になるにしろ極力

全面公開をして、かつ十分な説明を県のほうからいただきたいというふうに考えておりますので、その点も考慮の上、進めていっていただきたいと思います。よろしいでしょうか。中澤さん。

中澤委員：

ええ、結構です、はい。

不破会長：

それではこれで、少し時間延びしましたが、本日の審議会を閉じさせていただきます。次回につきましては12月を予定しておりますので、また日程等調整よろしくお願いいたします。それでは事務局のほうに返します。

事務局：

大変長時間にわたりご議論ありがとうございました。以上をもちまして第10回長野県本人確認情報保護審議会を終了とさせていただきます。大変お疲れさまでございました。